

議案第 3 号

印西都市計画市役所周辺地区地区計画の決定について
(付議)

印西都市計画地区計画の決定（白井市決定）

都市計画市役所周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	市役所周辺地区地区計画
位 置	白井市復字台山、字中山及び字城際並びに根字上人塚及び字笹塚並びに笹塚一丁目の各一部の区域
面 積	約 19.3ヘクタール
地区計画の目標	本地区は、北総鉄道白井駅から北東へ約500m、市域の中心部に位置し、複数の幹線道路の結節点ともなっている。また、市役所や総合公園を中心に多くの公共施設が集積した拠点が形成されており、白井市第5次総合計画及び白井市都市マスタープランにおいては「中心都市拠点」と位置付けられている。 本地区計画は、この「中心都市拠点」に示された「中心的な都市機能や交流機能などを集積する拠点を形成する」ことを実現するため、市の公共施設機能の維持、向上を図るとともに、一定規模の計画的な開発行為により地域の振興に寄与する施設の立地の誘導を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	1. 土地利用の方針 「中心都市拠点」としての多様な機能を持つ地区の形成に向け、当地区を4つの地区に区分し、土地利用方針を以下のように定める。 1) 行政・福祉・医療地区A 市役所を中心に、集積した公共施設の維持向上を図る。 2) 行政・福祉・医療地区B 公園、文化会館、図書館等の文化機能を維持するとともに、多様な手法により、市民の共同の福祉のための施設の立地誘導を行い、交流機能、レクリエーション機能の更なる充実を図る。 3) 中心拠点施設地区A 地区の特性を生かし、中心都市拠点にふさわしい持続可能な産業の受け皿として、業務地としての高度利用を図る。また、公共施設や農地等の周辺環境との調和を図るため、良好な景観や緑化による良好な街並みの形成に配慮する。 4) 中心拠点施設地区B 将来の区域区分の変更を前提に中心拠点施設地区Aと一体としての土地利用を図る。 2. 地区施設の整備の方針 地区計画の目標等を踏まえ、土地利用方針に即し、当地区にふさわしい適正かつ合理的な土地利用を創出するため、地区施設として区画道路を整備する。 3. 建築物等の整備の方針 地区計画の目標等を踏まえ、土地利用方針に即し、「建築物の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の高さの制限」及び「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」を定める。

市役所周辺地区地区整備計画書

地区整備計画

地区施設の配置及び規模			道路							
			区画道路 1号 幅員9m 延長約268m							
			区画道路 2号 幅員9m 延長約263m							
建築物に関する事項	地区の区分	地区の名称	行政・福祉・医療地区A		行政・福祉・医療地区B		中心拠点施設地区A		中心拠点施設地区B	
		地区の面積	約4.0ヘクタール		約9.1ヘクタール		約5.8ヘクタール		約0.4ヘクタール	
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 建築基準法別表2(イ)項第1号から第7号までに規定する建築物 2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を越えるもの 4) ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの 5) ホテル、旅館 6) 自動車教習所、畜舎 7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場売場その他これらに類するもの 8) カラオケボックスその他これに類するもの 9) 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類するもの 10) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 11) 倉庫業を営む倉庫 12) 工場、自動車修理工場 13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理のように供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く)		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 建築基準法別表2(イ)項第1号から第7号までに規定する建築物(図書館の用に供するものを除く) 2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を越えるもの 4) ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの 5) ホテル、旅館 6) 自動車教習所、畜舎 7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場売場その他これらに類するもの 8) カラオケボックスその他これに類するもの 9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 10) 倉庫業を営む倉庫 11) 工場、自動車修理工場 12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理のように供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く)		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 建築基準法別表2(イ)項第1号から第7号までに規定する建築物 2) ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの 3) ホテル、旅館 4) 自動車教習所、畜舎 5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場売場その他これらに類するもの 6) カラオケボックスその他これに類するもの 7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 8) 倉庫業を営む倉庫 9) 工場、自動車修理工場 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理のように供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く)		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1) データセンターの用に供する事務所 2) 危険物貯蔵又は処理に供するもの 3) 前各号の建築物に付属する建築物	
	建築物の敷地面積の最低限度		400㎡						—	
			ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 (1) 地区計画の告示日において、既に建築物の敷地として使用されている敷地面積の最低限度に満たない土地 (2) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの							
	壁面の位置の制限		道路から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 (1) 1号壁面線においては、5m以上とする (2) 2号壁面線においては、2m以上とする							
	建築物の高さの最高限度		20m				50m			
建築物の形態又は色彩その他意匠の制限		建築物の壁面又はこれに代わる柱並びに屋根の色彩は、原則として原色を避け、周辺の環境に調和した落ち着いた色調とする。								

「区域、地区整備計画区域」は、計画図表示のとおり。」
理由 市の中心都市拠点にふさわしい都市機能や交流機能などを集積する拠点の形成に向けた計画的な土地利用を誘導するため、用途地域の変更と併せて本地区計画を定める。

印西都市計画市役所周辺地区地区計画の決定（白井市決定）

〈決定理由〉

印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給として②首都圏における広域連携拠点として③近郊レクリエーション拠点として④立地優位性と地域資源を活かした拠点としての役割を担うことを目指している。

本地区は、市の都市計画の基本的な方針である都市マスタープランにおいて「市街地ゾーン」の「都市拠点市街地」に属し、中心的な都市機能や交流機能などを集積する拠点の形成を図るとしている。

そのため、市の中心都市拠点にふさわしい都市機能や交流機能などを集積する拠点の形成に向けた計画的な土地利用を誘導するため、用途地域の変更と併せて本地区計画を定める。

印西都市計画図

(印西都市計画区域は、船橋市を除く)



凡 例				印西都市計画道路				印西都市計画公園及び都市計画緑地			
用途地帯	幅員(m)	幅員率(%)	図記号	番号	名称	幅員(m)	延長(m)	番号	名称	幅員(m)	面積(㎡)
第一種低層住宅専用地帯	50, 60, 100, 150	30	[Symbol]	3-1-1	芝山ニュータウン中央道1号	75	18,112	3-2-3	東 部 道	10	2,310
第一種中高層住宅専用地帯	60	200	[Symbol]	3-2-2	芝山ニュータウン中央道2号	75	18,112	3-2-4	東 部 道	10	2,310
第二種中高層住宅専用地帯	60	200	[Symbol]	3-2-3	野田通道中ノ口線	32	6,233	3-4-15	別 所 道	10	2,520
第一種住宅地帯	60	200	[Symbol]	3-2-4	東 部 道	25	2,689	3-2-1	東 部 道	10	2,520
第二種住宅地帯	60	200	[Symbol]	3-2-5	東 部 道(支線1号)	18	1,890	3-2-2	東 部 道	10	2,520
準住宅地帯	60	200	[Symbol]	3-2-6	東 部 道(支線2号)	25	3,169	3-2-3	東 部 道	10	2,520
近隣商業地帯	80	200	[Symbol]	3-2-7	東 部 道(支線3号)	25	2,712	3-2-4	東 部 道	10	2,520
商業地帯	80	400, 600	[Symbol]	3-2-8	東 部 道(支線4号)	20	3,531	3-2-5	東 部 道	10	2,520
準工業地帯	60	200	[Symbol]	3-2-9	東 部 道(支線5号)	18	1,140	3-2-6	東 部 道	10	2,520
工業地帯	60	200	[Symbol]	3-2-10	東 部 道(支線6号)	18	1,140	3-2-7	東 部 道	10	2,520
工業専用地帯	60	200	[Symbol]	3-2-11	東 部 道(支線7号)	18	1,140	3-2-8	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-12	東 部 道(支線8号)	18	1,140	3-2-9	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-13	東 部 道(支線9号)	18	1,140	3-2-10	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-14	東 部 道(支線10号)	18	1,140	3-2-11	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-15	東 部 道(支線11号)	18	1,140	3-2-12	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-16	東 部 道(支線12号)	18	1,140	3-2-13	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-17	東 部 道(支線13号)	18	1,140	3-2-14	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-18	東 部 道(支線14号)	18	1,140	3-2-15	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-19	東 部 道(支線15号)	18	1,140	3-2-16	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-20	東 部 道(支線16号)	18	1,140	3-2-17	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-21	東 部 道(支線17号)	18	1,140	3-2-18	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-22	東 部 道(支線18号)	18	1,140	3-2-19	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-23	東 部 道(支線19号)	18	1,140	3-2-20	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-24	東 部 道(支線20号)	18	1,140	3-2-21	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-25	東 部 道(支線21号)	18	1,140	3-2-22	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-26	東 部 道(支線22号)	18	1,140	3-2-23	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-27	東 部 道(支線23号)	18	1,140	3-2-24	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-28	東 部 道(支線24号)	18	1,140	3-2-25	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-29	東 部 道(支線25号)	18	1,140	3-2-26	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-30	東 部 道(支線26号)	18	1,140	3-2-27	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-31	東 部 道(支線27号)	18	1,140	3-2-28	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-32	東 部 道(支線28号)	18	1,140	3-2-29	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-33	東 部 道(支線29号)	18	1,140	3-2-30	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-34	東 部 道(支線30号)	18	1,140	3-2-31	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-35	東 部 道(支線31号)	18	1,140	3-2-32	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-36	東 部 道(支線32号)	18	1,140	3-2-33	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-37	東 部 道(支線33号)	18	1,140	3-2-34	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-38	東 部 道(支線34号)	18	1,140	3-2-35	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-39	東 部 道(支線35号)	18	1,140	3-2-36	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-40	東 部 道(支線36号)	18	1,140	3-2-37	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-41	東 部 道(支線37号)	18	1,140	3-2-38	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-42	東 部 道(支線38号)	18	1,140	3-2-39	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-43	東 部 道(支線39号)	18	1,140	3-2-40	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-44	東 部 道(支線40号)	18	1,140	3-2-41	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-45	東 部 道(支線41号)	18	1,140	3-2-42	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-46	東 部 道(支線42号)	18	1,140	3-2-43	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-47	東 部 道(支線43号)	18	1,140	3-2-44	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-48	東 部 道(支線44号)	18	1,140	3-2-45	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-49	東 部 道(支線45号)	18	1,140	3-2-46	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-50	東 部 道(支線46号)	18	1,140	3-2-47	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-51	東 部 道(支線47号)	18	1,140	3-2-48	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-52	東 部 道(支線48号)	18	1,140	3-2-49	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-53	東 部 道(支線49号)	18	1,140	3-2-50	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-54	東 部 道(支線50号)	18	1,140	3-2-51	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-55	東 部 道(支線51号)	18	1,140	3-2-52	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-56	東 部 道(支線52号)	18	1,140	3-2-53	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-57	東 部 道(支線53号)	18	1,140	3-2-54	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-58	東 部 道(支線54号)	18	1,140	3-2-55	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-59	東 部 道(支線55号)	18	1,140	3-2-56	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-60	東 部 道(支線56号)	18	1,140	3-2-57	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-61	東 部 道(支線57号)	18	1,140	3-2-58	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-62	東 部 道(支線58号)	18	1,140	3-2-59	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-63	東 部 道(支線59号)	18	1,140	3-2-60	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-64	東 部 道(支線60号)	18	1,140	3-2-61	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-65	東 部 道(支線61号)	18	1,140	3-2-62	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-66	東 部 道(支線62号)	18	1,140	3-2-63	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-67	東 部 道(支線63号)	18	1,140	3-2-64	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-68	東 部 道(支線64号)	18	1,140	3-2-65	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-69	東 部 道(支線65号)	18	1,140	3-2-66	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-70	東 部 道(支線66号)	18	1,140	3-2-67	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-71	東 部 道(支線67号)	18	1,140	3-2-68	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-72	東 部 道(支線68号)	18	1,140	3-2-69	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-73	東 部 道(支線69号)	18	1,140	3-2-70	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-74	東 部 道(支線70号)	18	1,140	3-2-71	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-75	東 部 道(支線71号)	18	1,140	3-2-72	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-76	東 部 道(支線72号)	18	1,140	3-2-73	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-77	東 部 道(支線73号)	18	1,140	3-2-74	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-78	東 部 道(支線74号)	18	1,140	3-2-75	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-79	東 部 道(支線75号)	18	1,140	3-2-76	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-80	東 部 道(支線76号)	18	1,140	3-2-77	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-81	東 部 道(支線77号)	18	1,140	3-2-78	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-82	東 部 道(支線78号)	18	1,140	3-2-79	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-83	東 部 道(支線79号)	18	1,140	3-2-80	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-84	東 部 道(支線80号)	18	1,140	3-2-81	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-85	東 部 道(支線81号)	18	1,140	3-2-82	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-86	東 部 道(支線82号)	18	1,140	3-2-83	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-87	東 部 道(支線83号)	18	1,140	3-2-84	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-88	東 部 道(支線84号)	18	1,140	3-2-85	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-89	東 部 道(支線85号)	18	1,140	3-2-86	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-90	東 部 道(支線86号)	18	1,140	3-2-87	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-91	東 部 道(支線87号)	18	1,140	3-2-88	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-92	東 部 道(支線88号)	18	1,140	3-2-89	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-93	東 部 道(支線89号)	18	1,140	3-2-90	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-94	東 部 道(支線90号)	18	1,140	3-2-91	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-95	東 部 道(支線91号)	18	1,140	3-2-92	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-96	東 部 道(支線92号)	18	1,140	3-2-93	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-97	東 部 道(支線93号)	18	1,140	3-2-94	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-98	東 部 道(支線94号)	18	1,140	3-2-95	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-99	東 部 道(支線95号)	18	1,140	3-2-96	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-100	東 部 道(支線96号)	18	1,140	3-2-97	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-101	東 部 道(支線97号)	18	1,140	3-2-98	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-102	東 部 道(支線98号)	18	1,140	3-2-99	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-103	東 部 道(支線99号)	18	1,140	3-2-100	東 部 道	10	2,520
			[Symbol]	3-2-104	東 部 道(支線100号)	18	1,140	3-2-101	東 部 道	10	2,520

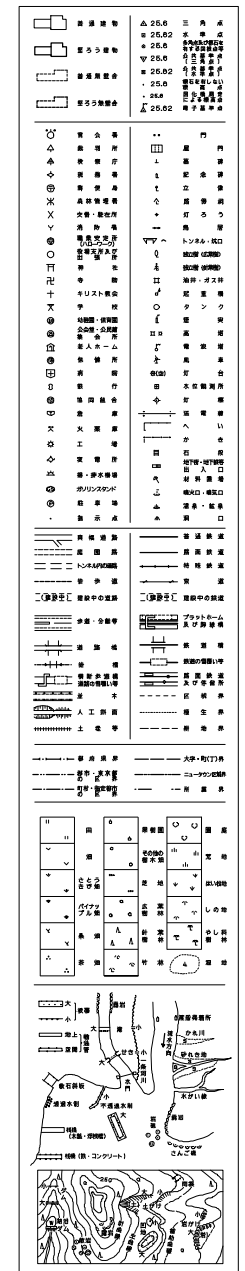
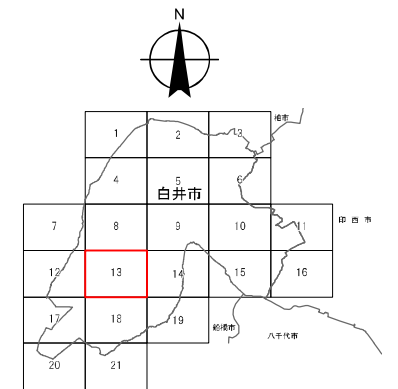
0 1,250 2,500 5,000 m
1:25,000

凡 例
地区計画区域

印西市役所

計画図Ⅰ【市役所周辺地区】

令和三年二月



座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉築港水準点の基準日は平成25年1月1日

平成17年測量 1. (1)平成22年12月撮影 撮影コース(C2、C3、C4)(画像撮影による)
平成26年修正 (2)印西市都市計画基本図を編集
平成30年修正 2. 平成25年10月現地調査
3. 平成28年12月撮影
4. 平成29年 7月現地調査

平面直角座標値は、世界測地系 (JGD2011) とする。

この測量成果は、国土整理院長の認可を受けて得たものである。
(測量番号) 平成25 関公 第329号

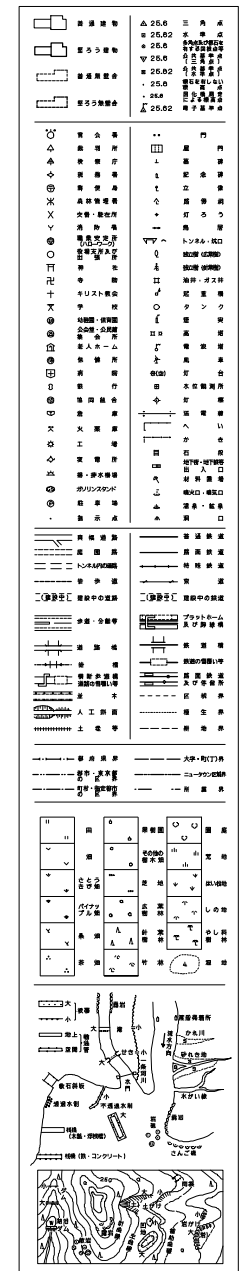
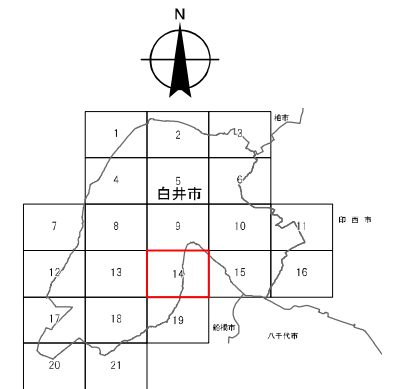
この測量成果は、国土整理院長の認可を受けて得たものである。
(測量番号) 平成25 関公 第 79号

この地図は、柏根(測量番号)柏根第 第689号 の承認を受けて複製したものである。

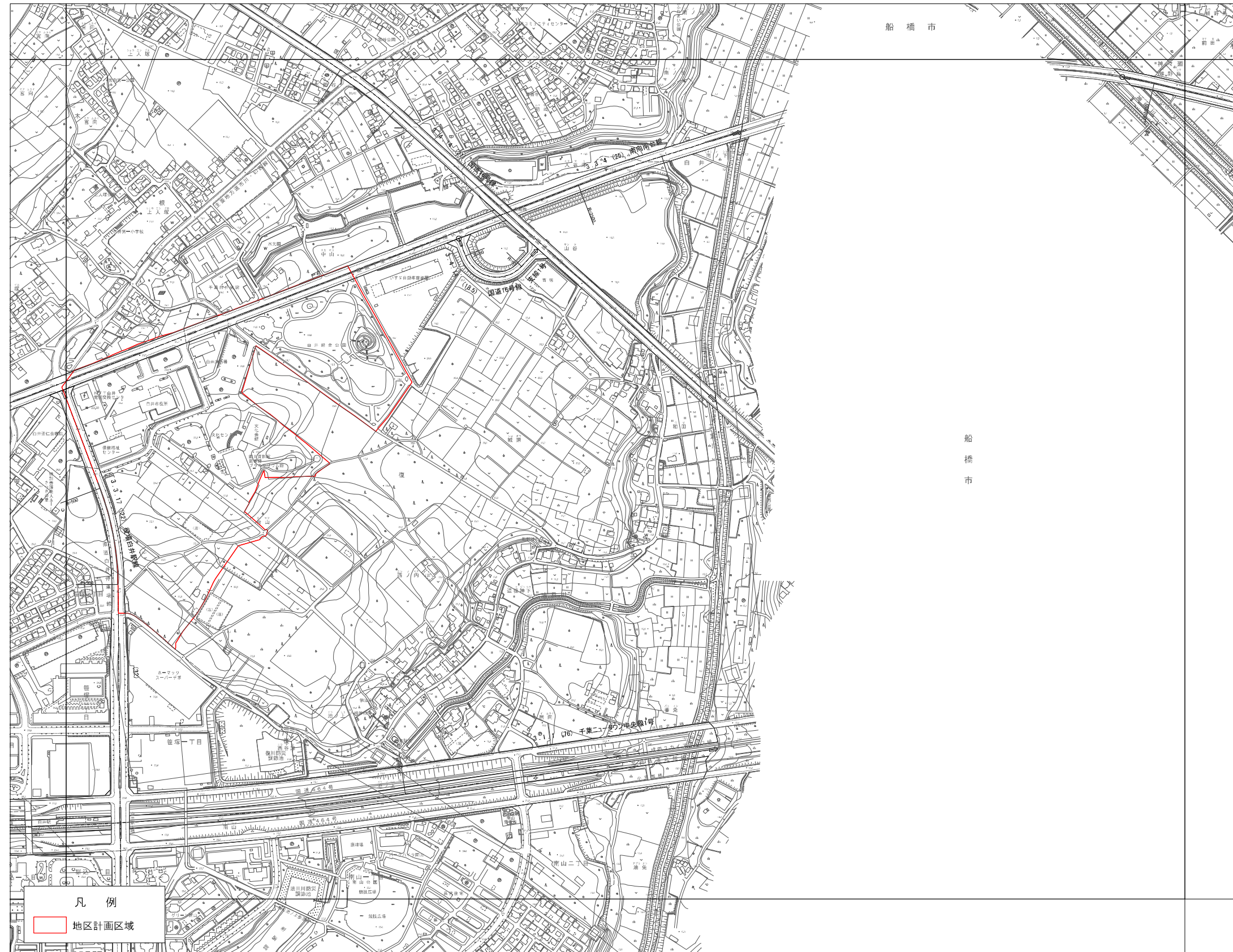
作 業 株 式 会 社 パ ス コ
計 画 機 関 白 井 市

計画図Ⅱ【市役所周辺地区】

令和三年二月



座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第Ⅲ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図形に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉港精密水準点の基準日は平成25年1月1日



平成17年測量 1. (1)平成22年12月撮影 撮影コース(C2、C3、C4)(画像撮影による)
平成26年修正 (2)印西市都市計画基本図を編集
平成30年修正 2. 平成25年10月現地調査
3. 平成28年12月撮影
4. 平成29年 7月現地調査

平面直角座標値は、世界測地系 (JGD2011) とする。

この測量成果は、国土地理院長の勅言を受けて得たものである。
(勅言語号) 平成25 関公 第329号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。

この地図は、柏市長（承諾番号）柏都都 第689号 の承諾を受けて複製したものである。

作 業 株 式 会 社 パ ス コ

計 画 機 関 白 井 市

地区区分図 I【市役所周辺地区】

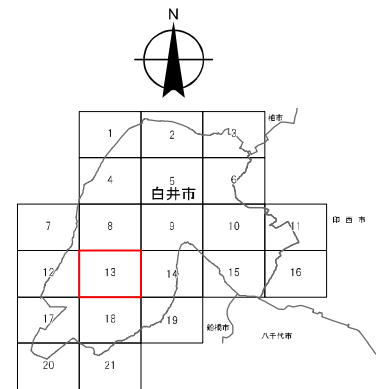
作 業 株 式 会 社 パ ス コ
計 画 機 関 白 井 市

地区区分図Ⅱ【市役所周辺地区】

計 画 機 関 白 井 市

地区整備計画図Ⅰ【市役所周辺地区】

令和三年二月

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第Ⅲ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図形に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
等高線の基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉葉積密水津点の基準日は平成25年1月1日

作 業 株 式 会 社 パ ス コ
計 画 機 関 白 井 市

地区整備計画図Ⅱ【市役所周辺地区】

計 画 機 関 白 井 市

座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉築港水準点の基準日は平成25年1月1日